

凡 例

1. 本目録には「福島県関係文書目録」・「篠塚権右衛門家文書目録」・「篠塚家文書目録」・「篠塚栄堂家文書目録」・「藤崎謙一家文書目録」・「三好孝家文書目録」・「羽生潔家文書目録」・「茨城県関係文書目録」・「栃木県関係（玉生家）文書目録」が収録されている。また、補遺として「浜波太漁業組合文書」7点を収録した。本史料は1949年12月、水産庁の委託により財団法人日本常民文化研究所（アチックミュージアム）が全国の漁村史料を調査した際、借用収集したものであり、水産資料館時代に整理され保管されていたものである。その後、委託事業の終了とともに水産庁水産資料館にそのまま保管され、この資料館の廃止に伴い水産庁中央水産研究所の管理下に移管された。文書名は水産資料館時代の旧整理時（1974～1979年）の銘によるものでそれを踏襲している。現在は独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所に所蔵されている。
2. この目録の分類は、基本的には旧整理（昭和49年度水産資料整備委託事業）の方法を尊重し、95年次整理による整理番号及び新目録番号が付されている。
3. 本目録の配列は新目録番号順（年代順）になっている。新目録番号は今回の目録発刊に際し、整理番号を検討・校合の結果付されたものであり詳細は次の通りである。
 - (1) 95年次整理番号は、通番号方式ではなく枝番号方式を採用し、1段目は旧整理番号をそのまま継承している。新目録番号においても同様な方式をとった。
 - (2) 標題や目録の内容については、全て原文書より新たにとり直した。
 - (3) 旧整理の際同一封筒に収納された複数文書や包紙、綴状の文書についても1点ずつ目録をとり直した。それらは、旧整理番号の下に枝番号を付けて配置した。
 - (4) 保管史料中の挟み込み文書、貼付文書、括り付け文書などは、作成時・作成者・文書内容などが独立していると判断された場合は、別個の史料として枝番号を付し目録をとった。
 - (5) 綴の年代は、原則として綴じ込まれている文書のうち最も古いものを以て代表させ、整理袋中の文書には枝番号を付し1点ずつ整理した。また、本目録の編集においては、綴のトップ行に（ ）を付し文書の概略を記している。
4. 記入の形式は次の通りである。

- (1) 新目録番号 3 桁 (枝番号方式)、年号 (和暦)、西暦、干支、閏、月、日、標題、作成、宛名、形態、数量、備考、整理番号 3 桁 (1995 年次文書整理番号) の順に収録している。
- (2) 年号 (作成日) は、和暦と西暦を並記しているが、推定年の場合は、和暦に「) 」を付した。また、史料が「写」の場合は、必要に応じて元の文書の作成日付を以て作成日とした。
- (3) 「標題」欄の記入は、原則的には次の通りである。
史料の一点ごとの標題は、文書に記入された文言を出来得る限りそのまま表記することを基本とした。
- ① () 内には、内容を簡略に示した。
② 標題のない史料については、内容のみ () を付して略記した。
- (4) 「作成者」及び「宛名」欄の表記は、原則的に次の通りである。
① 作成者や宛名が複数の場合には、その間を「,」で区切った。
② 作成者印は形態に基づき㊟、㊞などとした。
- (5) 「形態」欄は、現形態 (現在の状態) とし、以下の通りである。
縦紙・折紙・切紙・継紙・切継紙・縦帳・横帳・横半帳・単票・帳面・綴・仮綴・便箋・葉書・封筒・新聞・書籍・鋪・拓本・その他。
- (6) 「数量」欄の () 内の数字は、綴の中の総点数を示す。
- (7) 欠損文字については、字数が明らかなものは□で、不明のものは□□□で表示した。
- (8) 文字は常用漢字を基本としているが、適宜旧字も用いている。
5. 解題中に、参考史料として示した番号は、全て新目録番号である。また、地図や住所は探訪時のものを記載している。
6. 本文書の整理、本目録の作成は、下記の者が担当した。
岩田みゆき・及川清秀・大嶋千恵子・織田洋行・越智信也・芝崎浩平・白水智・鈴木江津子・寺尾英二・森本仙介・吉村祐一

(文責 鈴木江津子)